

スクールソーシャルワーカー（土岐市会計年度任用職員）を募集します。

募集人員：1名

雇用条件：（1）教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者
（2）小中学校における実務経験が20年以上ある者
（3）教員免許や社会福祉士、臨床心理士の資格を有する者であることが望ましい

雇用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

（任用の更新は、勤務成績、態度、能力により判断します。）

勤務場所：市内の小中学校または土岐市教育支援センター

仕事内容：

1, 家庭教育支援に関わる事項

- ・学校からの報告窓口（虐待、子どものSOSなど）
- ・こども家庭課・子ども相談センターとの情報共有及び連携
- ・家庭支援（家庭訪問・家族面接）
- ・児童・生徒・保護者との定期面接
- ・学校訪問（実態把握）
- ・ケース会議
- ・こども家庭課との月例会
- ・要保護対策協議会参加

2, 特別支援教育に関わる事項

- ・教育支援委員会
- ・個票等支援学級に関わる県提出資料作成
- ・土岐市特別支援コーディネーター研
- ・巡回相談（こども園・幼稚園）
- ・教育相談会
- ・通級指導教室説明会
- ・地域連携支援会議（特別支援学校）
- ・発達支援検討会議
- ・学校訪問（事前訪問）
- ・関係機関との連携
- ・ケース会議
- ・放課後デイサービスに関わる会議
- ・次年度設置申請
- ・居住地校交流

3, 教育相談に関わる事項

- ・児童・生徒・保護者・家族面接及び電話相談
- ・不登校児童生徒の把握及び土岐市教育支援委員会参加
- ・SSN 研修会
- ・学校からの相談

4, WISC 検査の受付

- ・検査者との懇談
- ・被験者の事前情報収集
- ・日程調整（検査日・フィードバック日決定）
- ・支払い

5, 生徒指導に関わる事項

- ・生徒指導主事会参加
- ・事案対応

6, 他機関との連携

- ・子ども相談センター・指定相談支援事業所（はなの木・相談支援事業所「あいうえお」等）・療育センター等との連携及び相談

勤務時間：週 30 時間を基準とする

勤務の必要性に応じて勤務時間を弾力的に調整する

休　　日：土曜、日曜、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

報　　酬：月額 214, 219 円（社会保険加入、期末手当あり、時間外勤務あり）

※距離に応じて通勤に係る費用弁償あり（片道 2 km 以上。ただし、徒歩通勤を除く。）

申込方法：土岐市会計年度任用職員申込書に必要事項を記入の上、下記の添付書類を添えて下記の申込先へご提出ください。

※郵送不可

提出書類：土岐市会計年度任用職員申込書

教員免許状がある場合は、その写し

申込先：土岐市教育委員会 学校教育課（土岐市役所 2 階）

　　土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

　　電話番号 0572-54-1250

採用方法：順次面接を行い、決定します。